

平成 17 年度 保健福祉局実施プラン

1 保健福祉局の使命

保健福祉局の使命は、保健福祉行政を推進し、札幌市民の福祉の向上を図ることです。つまり、保健福祉サービスを利用する市民の利益を保護するとともに地域における保健福祉サービスの向上を図り、誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らせる地域社会をつくり、維持し、発展させていくことと考えます。

2 保健福祉局の目標・運営方針

市民と共に考え、共に行動することを念頭に、「誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくり」を進めるため、次の6点を保健福祉局の運営方針とします。

(1) 生涯を通じた市民の健康づくりの支援

市民一人ひとりが生涯を通して健康を実現することを目指し、市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援していくとともに、地域、職場、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支える環境整備を進めます。

(2) 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

母子の健康の保持・増進を図るとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・再発防止への対応を強化するため、妊産婦や乳幼児等に関する保健・医療について各種事業を展開し、関係機関との連携を推進します。

また、次代を担う若い世代が、命の大切さや子育ての意義に関する理解を深め、健康や性に関して学び、乳幼児とのふれあいを体験できる機会の充実を図ります。

(3) 高齢者や障がいのある人などが、安心して自立した生活ができるための支援

高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、市民、地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、相互に支えあうことにより、さまざまな支援やサービスが身近な地域で提供されるよう支援します。街のバリアフリー化などを進めるとともに、心のバリアフリーが広がるよう努め、地域社会への理解促進と多様な社会参加や地域生活の支援の充実を図ります。

(4) 救急医療と健康危機管理体制の充実

休日・夜間の突発的な発病等に対応し、市民の生命と健康を守るため、医師会等関係団体と連携を図りながら、夜間急病センターを中核とする初期救急医療体制及び第二次救急医療体制を確保します。

また、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、その健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を実施できる体制を確保し、市民が安心して暮らすことのできる健康危機管理体制の充実を図ります。

(5) 保健福祉施設、医療施設、食品・生活衛生関係施設等への監視・指導

保健福祉サービスの質を確保し、市民の健康と安全を守るため、社会福祉法人や医療法人等が運営する各種保健福祉施設や医療施設、食品・生活衛生関係施設等が提供するサービス等に対する調査・検査や適切な監視・指導を行います。

(6) 省資源、省エネルギーなど環境負荷の軽減の推進

さまざまな事務事業の執行等行政運営に伴う環境への負荷は小さくありません。そのため、幅広い範囲にわたって多種多様な事務事業を行っている保健福祉行政を進めていくに当たっては、環境マネジメントシステムを活用した事務事業の継続的見直しを行い、省資源・省エネルギーを推進し、環境負荷の低減を進めます。

3 重点取組事項とその進め方

(1) まちづくりの施策

保健福祉局の目標である「誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくり」は、先に策定した「札幌市障害者保健福祉計画」「札幌市高齢者保健福祉計画」「札幌市介護保険事業計画」「健康さっぽろ21-札幌市健康づくり基本計画-」「札幌市地域福祉社会計画」の5つの計画を着実に推進することによりその実現を目指します。

また、札幌市の行財政運営の基本であり、予算編成の指針となる「札幌新まちづくり計画」における、保健福祉局の事業の位置づけを常に意識する必要があるため、「札幌新まちづくり計画」の重点戦略課題ごとに、保健福祉局の主な事業を以下に整理します。

少子化対策の推進

- ア 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（健康衛生部）
児童虐待等に結びつく可能性が高い要因を有する妊婦、親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児支援を行うための体制を整えます。
- イ 不妊治療支援事業（健康衛生部）
医療保険が適用されず高額の医療費がかかる特定の不妊治療について、その費用の一部を助成するとともに、不妊に悩む方への相談体制を整えます。
- ウ 若者の健康に関する知識の普及啓発（健康衛生部）
若い人々の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率を低下させるため、医療機関と行政が連携し、正しい避妊方法や性感染症の予防法についての普及・啓発を行います。

地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

高齢者に対する自立支援

- ア 高齢者保健福祉計画策定（保健福祉部）
社会情勢の変化に伴う高齢者の生活環境や市民意識の動向などを踏まえて、高齢者保健福祉計画の総合的な見直しを行います。

イ 転倒骨折予防推進ネットワーク事業（保健福祉部）

高齢者の転倒骨折の予防・再発防止を進めるため、保健・医療・福祉関係者などによるネットワークを構築し、適切な支援体制づくりや予防知識の普及を図ります。

ウ 「2015年の高齢者介護」推進事業（保健福祉部）

厚生労働省の研究機関が示した「2015年の高齢者介護」の方向性を踏まえ、高齢者虐待を防止するための身近な地域でのよりきめ細やかな支援など、適切な介護サービスのあり方を研究するとともに、認知症など援護を要する高齢者やその家族への支援体制を強化します。

エ ねんりんピック（全国健康福祉祭）開催準備（保健福祉部）

平成21年の「ねんりんピック（全国健康福祉祭）北海道・札幌市大会」の開催に向けて、北海道と共同で、大会の基本構想の策定などの準備に取り組みます。

障がいのある人に対する自立支援（在宅サービス）

ア 全身性重度障がい者24時間介護体制の確立（保健福祉部）

在宅で単身生活を送る全身性障がいのある最重度の人を支援するため、介護サービスの24時間化を進めます。

（ 17時間/日 20時間/日）

イ 障がい者グループホームの拡充（保健福祉部）

知的障がいのある人や精神障がいのある人が、食事の提供や生活指導など一定の援助を受けながら地域で自立した共同生活を送る場となるグループホームを増やします。

（知的： 98か所 118か所、精神 24か所 34か所）

ウ 障害児（者）地域療育等支援施設事業（保健福祉部）

在宅で生活する障がいのある子ども（人）を対象に、訪問などによる相談支援や療育指導、福祉サービスの利用に関する調整を行う事業を実施します。

エ 児童移動介護の対象年齢の拡大（保健福祉部）

障がいのある子どもの地域での自立した生活や社会参加を支援するため、外出の際にガイドヘルパーが付き添う「児童移動介護」の利用対象年齢を拡大します。（ 小学生～17歳 0～17歳）

障がいのある人に対する自立支援（施設サービス）

ア 重症心身障害児（者）通園事業（保健福祉部）

重度の知的障がいと肢体不自由が重複する人を対象に、通所により日常生活の訓練や健康管理を行う「重症心身障害児（者）通園事業」を実施します。

- イ 札幌市自閉症者自立支援センターの整備（保健福祉部）
自閉症者への専門的な生活訓練、その家族や施設関係者などに対する相談支援を行う施設を整備します。
- ウ 精神障がい者の地域生活支援センターの運営（保健福祉部）
地域で生活する精神障がいのある人を支援するため、必要な情報提供、相談、助言などを行う「地域生活支援センター」を運営します。
- エ 障がい者のための施設の整備（保健福祉部）
知的障がいのある人が、通所で日常生活や就業に必要な訓練・作業などを行う施設を整備します。

障がいのある人に対する自立支援（就労支援）

- ア ITを活用した障がい者在宅就労支援事業（保健福祉部）
障がいのある人のITを活用した在宅就労を効果的に促進するため、関係者による検討会議を設置し、就労支援機関の設置等について検討を行います。
- イ 小規模作業所の運営強化推進事業（保健福祉部）
障がいのある人に対し、作業や創作活動など社会参加の機会を提供する小規模作業所の運営体制を強化するため、関係団体と協働して実態調査や運営指導などに取り組みます。

障がいのある人に対する自立支援（その他）

- ア 精神科救急情報センターの運営（保健福祉部）
精神障がいのある人やその家族からの医療相談に24時間対応し、医療機関への連絡調整など適切な対応を行う「精神科救急情報センター」を運営します。
- イ 障がい者への理解促進事業（保健福祉部）
障がいのある人に対する市民理解が深まるよう、関係団体などと連携して、交流を促進するためのセミナーなどを開催します。
- ウ 障がい者による政策提言サポーター制度の運営（保健福祉部）
障がいのある人の意見を市政に反映するため、障がいのある人が自ら意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行います。
- エ 聴覚障がい者用字幕(手話)入りビデオカセット自主制作・貸出事業（保健福祉部）
地域に根ざした情報などを盛り込んだ、字幕や手話入りのビデオカセットを自主制作し、聴覚障がいのある人への貸し出しや、CS障害者放送での発信を行います。

高齢者及び障がいのある人に対する自立支援

- ア 高齢者・障がい者の快適生活支援事業（保健福祉部）
高齢者や障がいのある人が在宅で快適に暮らせるよう、適切な福祉用具の利用、住宅環境の改善、日常生活での動作方法などについての情報提供や相談支援体制を充実します。
- イ 福祉のまちづくり環境整備事業（保健福祉部）
誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指して、地下鉄駅にエレベーターや車いす使用者用トイレの整備を進めます。
(工事 3 駅、設計 3 駅)
- ウ 福祉除雪事業（総務部）
高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業等と協働して間口除雪などのサービスを行います。
- エ 地域福祉権利擁護事業（総務部）
認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活が送れるように、日常生活の相談、金銭管理、福祉サービスの利用援助等を行います。
- オ 福祉のまち推進事業（総務部）
区や地区の福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設の確保について支援します。

地域での健康づくりの推進

- ア 「健康さっぼろ 2 1」推進事業（健康衛生部）
市民の方々が自主的に健康づくり活動が続けられる環境を整えるため、IT を活用した情報提供や、企業・職域との連携の基盤づくりを実施します。
- イ 「食育」推進事業（健康衛生部）
市民の方々が健全な食生活を送れるよう、食生活指針を策定するとともに、「食」に関するフォーラムなどの普及・啓発事業を実施します。
- ウ 歯周疾患健診事業の充実（健康衛生部）
歯周疾患の早期発見、早期治療を推進するため、検診の対象年齢を拡大します。(40 歳及び 50 歳 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳)
- エ ヘルシーコミュニティ促進事業（健康衛生部）
健康づくり活動の実践を支援するため、自主活動グループに対する助成等を行うとともに、グループ活動の育成やネットワークづくりを支援します。

オ 外食料理栄養成分表示の推進（健康衛生部）

市民の方々が自主的に食に関する健康管理を行えるように、メニューの栄養成分表示を行う飲食店を増やしていきます。

その他の重点事業

ア 高齢者のための施設の整備（保健福祉部）

介護や日常生活上の支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスの整備を進めます。

イ （仮称）第2斎場の整備運営（健康衛生部）

これからの火葬需要への対応、市民の方々の利便性、災害時の対応などを考慮し、現在の里塚斎場のほかに、手稲区手稲山口地区に新たな火葬場を整備します。

(2) 市民自治

重点項目1：市民意見の施策反映

地域において保健福祉の充実を図るためには、市民、地域の各種団体やボランティア、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、連携し、相互に支えあうことが必要と考えます。保健福祉局では、市民への徹底した情報提供を行うとともに、市民意見を反映したシステムづくりを進めます。

【主な取組】

- ・ 障がい者による政策提言サポーター制度
- ・ 市民公募委員参加による審議会等の運営
- ・ イベント開催、意見募集など市民参加機会の手法の検討及び改善

重点項目2：行政から市民への情報（伝えたいこと）提供の充実

市民と共に考え、共に行動することを念頭に、だれもが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくりを進めるには、市民への的確な情報提供が欠かせません。保健福祉に関する情報は、考慮しなければならない受け手の状況（対象者の特性や地域）の範囲が他に比べ、特に広いものであると考えられます。

そのため、保健福祉局では、的確に情報伝達を行うため、発信する情報の受け手の状況を常に意識し、十分に配慮しながら情報提供を行います。

【主な取組】

- ・ 公文書、市民向けのリーフレット作成・改訂時に、わかりやすい表現方法を検討（カタカナ語、ふりがな、文字の大きさ、文章構成等）
- ・ 対象者の状況を考慮した情報提供場所・情報提供媒体・情報提供方法の検討
- ・ ホームページの作成・見直し時に、ホームページガイドラインを遵守し、利用しやすいホームページを作成

重点項目 3：市民の市政情報（知りたいこと）入手の充実

保健福祉に関する情報は広範囲にわたっており、どのように知りたい情報を入手すればよいか戸惑う例がみられます。また、時間や曜日に関わらず即時に知りたい情報も存在します。保健福祉局では、知りたい情報を適時に情報提供できるような体制づくりを進めます。

【主な取組】

- ・ コールセンターの積極的活用
- ・ ホームページによる保健福祉情報の提供

(3) 市役所改革

重点項目 1：サービスアップ行動計画の推進

急速な少子・高齢化の進展や地域社会福祉に関する諸制度の改革が進むなど、保健福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、特に「三位一体の改革」として地方自治体に対する補助金、地方交付税及び税源移譲等の改革は、保健福祉行政にも大きな影響があります。このような大変厳しい財政状況ではありますが、保健福祉サービスは市民に密着したサービスであることから、今後とも適正かつ必要な保健福祉サービスについては、安定的に提供する必要があります。また、保健福祉サービスをより効果的に市民に提供するためには、市民と市役所の距離感を縮め、市民との信頼関係を高めることが、非常に重要であると考え、更なる市民サービスアップを行います。

【主な取組】

- ・ 人事異動や機構改革に伴う事務の引継は遅滞なく行うことにより、継続的な事務事業の執行体制の確保を図り、一時的な市民サービスの低下をまねかないようにする

- ・ 定期的に開催している局内部長会議を活用し、各部の重要課題や重点施策の実施状況などの情報提供を行い、共通認識の形成に努める
- ・ 悪い情報（苦情トラブル等）はすばやく報告するよう徹底し、市民の不利益となることのないよう迅速な対応を図る
- ・ 定期的に開催される局・区長会議の場を積極的に活用し、区への情報提供、区からの情報収集を的確に行う
- ・ 職場研修の質的な見直しを行い、日常の業務で得た貴重な体験（新潟地震の際、本市から派遣した保健師の活動内容の報告会を実施するなど）を関係職員が共有できるようにする

重点項目 2：市民の視点からの組織編制の検討

区保健福祉部の現行体制は、平成 12 年 4 月の介護保険制度導入に向けた体制の枠組みが確立されて以来、6 年近くが経過しています。

この間、少子・高齢化の進展による保健福祉に係る行政需要の増大や保健福祉分野の多様な制度改革等に伴って、区における業務内容や業務量がともに変化してきております。また、市民の視点に立った効率的・効果的な業務執行や市民サービスの向上が求められており、保健福祉業務を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらの課題に対応した区保健福祉部の新たな体制づくりについて検討します。

【主な取組】

- ・ 区保健福祉部組織体制検討プロジェクト（本庁及び区の関係係長で構成）において、現行体制を総合的に検証し、市民ニーズや新たな課題に対応した体制のあり方について検討する
- ・ 区各レベルでの検討・意見調整を図るとともに、まちづくりへの支援体制や市民サービスの向上等について市民まちづくり局等関係局との協議を進める

(4) その他重点取組事項

ア 介護保険制度見直しへの対応（保健福祉部）

介護保険制度は平成 18 年度（一部は 17 年 10 月から）、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立など、大幅な改正が予定されております。そのため、新制度の円滑な実施に向けて必要な準備を進めていきます。

イ 国民健康保険の収納対策の強化（健康衛生部）

国民健康保険料の収納率は、全国でも最低水準にあります。今後は、収納体制の見直しによる未然の滞納防止対策の推進、滞納整理業務の強化と滞納処分などを積極的に推進することにより、収納率の向上を図るとともに、負担の公平性を保ちます。

（平成18年度までに一般現年度分収納率82.1%）

ウ 社会福祉法人、社会福祉施設への指導体制の強化（監査指導室）

施設経営にとって最も大切なことは利用者を尊重し、利用者の立場に立った処遇が行われることです。社会福祉法人・施設が福祉サービスの担い手として、利用者を尊重した適正な運営を行っているかどうかをしっかりと確認し、適切に指導していきます。そのために体制を強化し、重点的、効率的な指導監査を進めます。

エ 生活保護受給者に対する就労支援（総務部）

本市の保護世帯数は、ここ数年、増加傾向にあります。その状況に対応するため、各区に就労支援相談員を配置し、面接の受け方や履歴書の書き方などの技術的助言を行ったり、各種職業相談に応じるとともに公共職業安定所への同行などを行い、被保護者の就労・自立を支援します。

4 局実施プランの進行管理

局実施プランの円滑な実施と進行状況のチェックを行うとともに、新たな課題に迅速に対応し、局実施プランの全体調整を行うため、次の3つの会議を設置し、局内の連携強化を図ります。

局トップマネジメント会議

構成員：局長、理事、総務部長

局マネジメント会議

構成員：局長、理事、各部長

局実務者会議

構成員：部庶務担当課長